

令和元年 11 月 5 日
 調査及び立法考査局
 憲法調査室・課
 政治議会調査室・課

諸外国におけるインターネット等を活用した直接民主制的な取組

1 国民投票制度など法定されている直接民主制の制度におけるインターネットの活用例

(1) エストニア

同国の国民投票法は、国民投票において、投票者が国会議員選挙¹と同じシステムを使用して電子的な手段を用いた投票を行うことができることを規定している（第 41 条の 2 及び第 41 条の 3）。これらの規定は 2012 年 11 月に施行されたが、エストニアの国民投票は 2003 年以来行われていないため、これらの規定に基づいてインターネット投票が行われた国民投票の実例はまだない。

(2) スイス

スイス国民の参政権について規定する「政治的権利に関する 1976 年 12 月 17 日の連邦法律」第 8a 条は、連邦政府が州に対して電子投票の限定的・試験的な実施を許可できることを定めている。

この規定に基づき、スイスでは国民投票における電子投票が試験的に実施されており、2019 年 2 月 10 日に行われた国民投票では、全 26 州のうち 10 州で電子投票が実施され、約 23 万人の有権者（国内約 12 万人、国外約 11 万人）が電子投票を行うことを認められた²。

2013 年に出された連邦政府の報告書では、段階的に全有権者に拡大していくことが提案された³。2017 年には電子投票を通常の投票方法に追加することを見据えた法改正が連邦政府により提案されたが、システムの技術的欠陥が見つかったことや、多くの政党が導入に難色を示したため、2019 年 6 月、連邦政府は法改正を当面見合わせることを発表した⁴。

¹ エストニアでは、間接民主制の枠組みにおいても、公職の選挙における投票手段の一つとしてインターネット投票が採用されている。2015 年の国会議員選挙では、投票者のうち 30.5%がインターネットにより投票した。佐藤令「障害者や高齢者の参政権の保障—移動が困難な選挙人の投票権の確保を中心に—」国立国会図書館調査及び立法考査局編『ダイバーシティ（多様性）社会の構築：総合調査報告書』（調査資料 2016-3）国立国会図書館，2017，pp.99-100。

² *Eckdaten zum Einsatz der elektronischen Stimmabgabe am 10. Februar 2019*, Bundeskanzlei website <[https://www.bk.admin.ch/dam/bk/de/dokumente/pore/Vote%20%C3%A9lectronique_Resultate%20DE_10.%20Februar%202019.pdf](https://www.bk.admin.ch/dam/bk/de/dokumente/pore/Vote%20%C3%A9lectronique_Resultate%20DE_10.%20Februar%202019.pdf.download.pdf/Vote%20%C3%A9lectronique_Resultate%20DE_10.%20Februar%202019.pdf)>。なお、スイスの全有権者数は約 543 万人。

³ *Bericht des Bundesrates zu Vote électronique: Auswertung der Einführung von Vote électronique (2006-2012) und Grundlagen zur Weiterentwicklung*, BBl 2013 5069. S.5074. <<https://www.admin.ch/opc/de/federal-gazette/2013/5069.pdf>>

⁴ 「直接民主制 スイス、電子投票の全面導入は当面見送り システム欠陥で」2019.6.28. swissinfo.ch website <https://www.swissinfo.ch/jpn/politics/%E7%9B%B4%E6%8E%A5%E6%B0%91%E4%B8%BB%E5%88%B6_%E3%82%B9%E3%82%A4%E3%82%B9-%E9%9B%BB%E5%AD%90%E6%8A%95%E7%A5%A8%E3%81%AE%E5%85%A8%E9%9D%A2%E5%B0%8E%E5%85%A5%E3%81%AF%E5%BD%93%E9%9D%A2%E8%A6%8B%E9%80%81%E3%82%8A-%E3%82%B7%E3%82%B9%E3%83%86%E3%83%A0%E6%AC%A0%E9%99%A5%E3%81%A7/45062966>

(3) オーストリア

オーストリアには、一定数の国民の署名に基づき、国の立法機関又は執行機関の所管事項について、議会の専門の委員会での審議を求め、立法の要求を行う、議会市民発案 (parlamentarische Bürgerinitiative) という制度がある⁵。議会市民発案によって提起された提案に対し、16歳以上のオーストリア国民は、連邦議会ウェブサイト上で「同意」ボタン(凸)を押して意見を表明することができる⁶。

同様の制度として、政府の作成した法律案に対して「同意」ボタンを押して意見を表明する制度(「拡大された鑑定手続 (Erweitertes Begutachtungsverfahren) 」)がある。この制度は、2017年の国民議会(下院)の決議に基づいて設けられた⁷。16歳以上のオーストリア国民は、連邦議会のサイトにおいて、「同意」ボタンを押すだけでなく、具体的な意見を記述することもできるようになっている⁸。

2 政党内における直接民主制的な取組

間接民主制については、有権者の意思が数年に1回の選挙で示されるのみで政治に反映されづらいという欠点がしばしば指摘されている。この欠点を補うものとして、選挙の時に限らず、インターネット上で党员等が意思決定に参加することを通じて有権者の意思を政策に反映させようとする政党がある。

ドイツの「海賊党」は、州議会に議席を得たこともあるが、現在は欧州議会に1議席を有している⁹。党内の意思決定に党员がインターネットで参加する「液体民主主義」を採用していたが、現在ではその活用を取りやめている。¹⁰

⁵ 中井亜弓「オーストリアにおける国民投票制度」『レファレンス』2016.11, p.78.

⁶ “Elektronische Zustimmung.” Österreichisches Parlament website <<https://www.parlament.gv.at/HILF/EZUSTIM/index.shtml>> 「同意ボタン」の具体例としては、次のページを参照。“Diskriminierung von Menschen mit Behinderung durch die österreichische Gesetzgebung.” Österreichisches Parlament website <https://www.parlament.gv.at/PAKT/VHG/XXVII/BI/BI_00001/index.shtml>

⁷ オーストリアでは、連邦議会のウェブサイトにおいて、連邦議会への提出前の段階の政府法案及びこれに対する各種団体の意見を公開することが1990年代後半から通例となっていた(毛利透「オーストリア連邦首相府憲法部による政府提出法案の審査」『レファレンス』2018.2, p.7)。「拡大された鑑定手続」の制度は、政府法案に対する意見表明の機会を国民に拡大したものと言える。

⁸ 「同意」ボタンの具体例としては、次のページを参照。“Berufsrechts-Änderungsgesetz 2020 – BRÄG 2020.” Österreichisches Parlament website <https://www.parlament.gv.at/PAKT/VHG/XXVI/SNME/SNME_05257/index.shtml#tab-Zustimmungserklaerungen> 意見の記述は、次のページの Stellungnahme という欄に書くようになっている。“Berufsrechts-Änderungsgesetz 2020 – BRÄG 2020.” Österreichisches Parlament website <https://www.parlament.gv.at/PAKT/VHG/XXVI/ME/ME_00170/index.shtml#tab-Stellungnahmen>

⁹ “MEPs European Parliament: Full List.” European Parliament website <<https://www.europarl.europa.eu/meps/en/full-list/all>>

¹⁰ 「選挙対策しか考えない政治家を排除したい! —ドイツ「海賊党」が目指す“究極の透明政治”—」『クーリエジャポン』2012.11, pp.44-49; 浜本隆志「第4章 ドイツ海賊党の主張」『海賊党の思想—フリーダウンロードと液体民主主義—』白水社, 2013, pp.62-74; Rio Nishiyama「インターネットで政治は変わる? 海賊党・欧州議会議員と考える「液体民主主義」の可能性」2016.9.5. ニューズウィーク日本版ウェブサイト <<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2016/09/post-5773.php>> Nishiyama 氏のブログ (Rio's World Preview <<http://www.rionishiyama.net/>>) には、この他にもドイツやアイスランドの海賊党についての記述が掲載されている。

アイスランドの「海賊党」は、議会（一院制、定数 63）で 6 議席を有している¹¹。同党で一定の支持を得た政策について、オンライン上の政策策定会議において党員が議論し、オンラインの投票で過半数を得た政策が同党の政策になる。政策だけでなく同党の公式的な決定も同様のプロセスを経て行われる。¹²

イタリアの「五つ星運動」は、下院（定数 630）で 216 議席を有し、今年 9 月に発足した第 2 次コンテ連立政権の与党第 1 党である¹³。同党の「ルソーシステム」というインターネットシステムに市民が参加し、議員や専門家と議論しながら、選挙での候補者や政策を決めている。¹⁴

担当：憲法課 山岡規雄
政治議会課 佐藤令

¹¹ “Political Parties.” Skrifstofa Alþingis (Office of Parliament) website <<https://www.althingi.is/english/members-of-parliament/political-parties/>>

¹² 石合力「参加型政治へ 海賊党の挑戦」『朝日新聞』2016.11.12; 塩田潤「アイスランド海賊党の台頭—政治的意思決定プロセスにおける排除と包摂—」『北ヨーロッパ研究』13 巻, 2016, pp.1-9. <https://www.jstage.jst.go.jp/article/janes/13/0/13_35/_pdf/-char/ja>

¹³ 「イタリア、左派連立政権へ」『日本経済新聞』2019.9.5.

¹⁴ 「イタリアを席捲する「直接民主主義」」『月刊日本』2018.1, pp.60-64; 山田厚史「ネットメディアの視点 政治の主流に躍り出る e デモクラシー イタリアで「五つ星」が第 1 党に？」『週刊エコノミスト』2018.1.23, p.98.